

# 阿見町 第6次総合計画

Comprehensive Plan

## 後期 基本計画 概要版 2019 - 2023

人と自然が織りなす、輝くまち

### 将来像

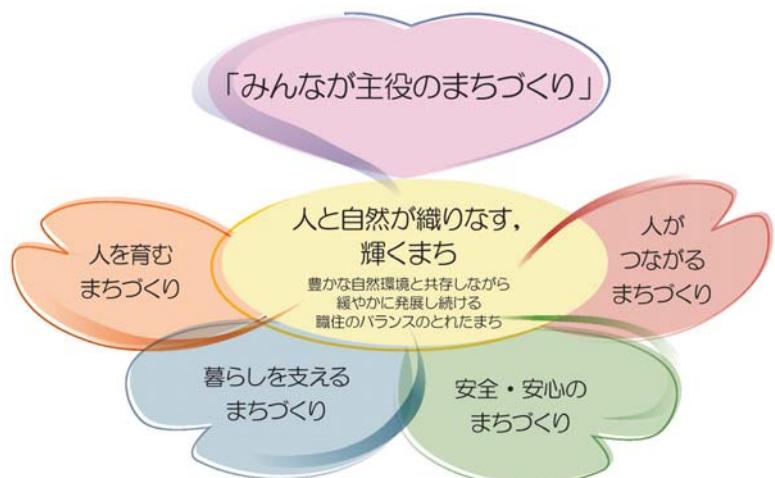
#### まちづくりの基本理念

「みんなの声がひびくまち」から「みんなの声が生きるまち」へ、本町が進めてきたまちづくりにみがきをかけ、将来にわって「持続可能」な地域社会を維持していくためには、これまでの取組みを更に一步進め、町民が主体的にまちづくりを進めていくことが必要です。

まちづくりの主役である町民一人ひとりが自立し、支え合いながら、様々な場面で主体的に力を発揮し、より良い本町を次世代に継承する「持続可能」なまちの発展を目指し、「みんなが主役のまちづくり」を基本理念としています。

#### 基本構想策定から10年後のまちの姿

私たちは、この豊かな自然のなかに暮らしながら、ふれあい、支え合い、助け合い、そこから生み出される賑わいと活力により、将来にわたって持続的に発展できる、就業や暮らしの場がバランス良く整ったまちを展望し、「人と自然が織りなす、輝くまち」を目指します。



#### まちづくりの基本目標

目指すまちの姿を実現するために、「人がつながるまちづくり」、「人を育むまちづくり」、「暮らしを支えるまちづくり」、「安全・安心のまちづくり」の4つの基本目標を設定しています。

### 将来人口の見通し

将来的に「持続可能」なまちを目指し、2023年の人口見通しを **50,000人** とします。

## まちの将来デザイン

### 町民の生活環境デザイン

- 住み続けられる環境づくり  
ー住み替える時も同じ町へと思う環境がある
- 暮らしやすい環境づくり  
ー住んでいる人が住みやすいと感じる環境がある
- 住みたくなる環境づくり  
ーこれから住むなら阿見町と言われる環境がある

### 地域のコミュニティデザイン

- 地域にあったコミュニティづくり
- 社会状況の変化に対応したコミュニティづくり
- 多くの町民が参加できるコミュニティづくり
- 自立性の高いコミュニティづくり

### 都市のグランドデザイン

- 長期的・計画的な視点にたった土地利用方針
- 地域の特性を生かし、持続可能な土地利用の推進
- 自然環境を保全・活用する土地利用の推進

## 後期基本計画

2019-2023

### 重点プロジェクト

少子高齢社会の進行、経済のグローバル化の進展等、めまぐるしく変わる社会情勢と多様化する町民ニーズに的確に対応し、今後5年間で大きくリードしていく取組みを「重点プロジェクト」として位置付けます。

#### 政策課題について

前期期間を経て、後期期間に向けた時代の変化や町民の意識・意向を通じて見えてきた政策課題を分類し、重要となる3つのキーワードを導き出しました。

#### 【後期期間のキーワード】

### 「参加」・「支え合い」・「賑わい」

#### 後期期間の重点プロジェクト

後期基本計画では、次の時代に向けて重点的に取り組む施策を「**あみ・未来プロジェクト**」と名付け、総合的・横断的に3つのテーマを設定し、これらに沿って6つの重点プロジェクトを掲げます。

## あみ・未来プロジェクト

### 重点テーマ1：「参 加」

- 1-1 地域力を育むプロジェクト
- 1-2 町民・企業・行政等の連携・協働促進プロジェクト

### 重点テーマ2：「支え合い」

- 2-1 子どもの成長や若者の活躍を支えるプロジェクト
- 2-2 町民の暮らしを支えるプロジェクト

### 重点テーマ3：「賑わい」

- 3-1 霞ヶ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクト
- 3-2 地域経済の活力向上プロジェクト



## 1

## 人がつながるまちづくり

人と人との関係、町民と行政の関係を創り、育てるまちづくり

「新しい公共」の理念のもと、「自助」「公助」「公助」により、町民と行政との信頼関係を深め、役割と責任を分かち合い、協働によるまちづくりを目指します。

また、「地方分権・地域主権型社会」への移行が進むなか、効率的・効果的な自治体運営を推進することにより、自立性の高いまちを目指します。

## 第1節 ふれあいのまちづくり

## 1. 町民参加の促進

町民と行政が協働で様々なまちづくりに取り組み、町全体が活性化しています。

- 政策決定過程における町民の参加
- 協働を進めための人づくり
- 連携から協働へ
- 協働のまちづくりの推進

## 2. コミュニティ活動の充実

地域の特性を活かした自主的、自立的な地域コミュニティ活動が活発になり、全町的に広がっています。

- 地域コミュニティの活性化
- 交流の機会・場の充実

## 3. 人権と平和の尊重

町民が、人権や平和の尊さ・重要性について学ぶ機会が充実し、平等で平和なまちが形成されています。

- 人権尊重に向けた啓発活動の推進
- 平和行政の推進
- 豊かな心を育み生命の尊さを伝える教育の充実

## 4. 男女共同参画社会の実現

性別等にかかわらず誰もが自らの意志によってその個性や能力を發揮でき、活躍できる社会になっています。

- 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の充実
- 誰もが活躍できるための環境整備

## 5. 国際交流の促進

町民が豊かな国際感覚を身につけ、町内在住外国人が暮らしやすいまちになっています。

- 国際交流活動の推進

## 6. 産学官連携

大学、企業、研究機関等と連携したまちづくりが行われ、その成果が地域の問題解決や活性化に役立っています。

- 連携事業の推進と展開

## 第2節 町民の視点にたったまちづくり

## 1. 行政運営

町民の視点に立ち、適正、効果的かつ効率的な仕組みによる持続可能な行政運営が行われています。

- 行政経営の確立
- 機能的な組織運営
- 人材育成・人事制度
- 適正な法執行・文書管理

## 2. 財政の健全化

安定した財政基盤を確立し、健全かつ持続可能な財政運営が行われています。

- 効果的・効率的な財政運営
- 公有財産の適正な管理・有効活用
- 民間活力の積極的活用
- 税収の確保
- 自主財源の確保

## 3. 窓口サービスの向上

町民の視点に立った効率的な行政手続きや質の高い窓口サービスを提供し、町民満足度が高まっています。

- 窓口・行政サービスの向上

## 4. 広報・広聴活動の充実

きめ細やかな情報提供により、町政への理解が深まるとともに、町民意見を聞く様々な機会と場が設置され、意見が町政に活かされています。

- 広報活動の充実
- 広聴活動の充実
- 情報発信・町のPRの強化
- 統計情報の充実

## 5. 情報公開・個人情報保護

個人の権利の保護を前提としつつ、町民の知る権利が尊重され、町の行政情報が町民と共有されています。

- 適正な情報公開制度の運用
- 個人情報保護条例の見直しと適正な制度の運用

## 6. 情報化の推進

他自治体や民間等と連携して地域及び行政の情報化を進めることにより、町民サービスの向上と行政事務の効率化が図られています。

- 地域情報化の推進

## 7. 広域行政の推進

他自治体と連携し、より効率的で質の高い行政サービスを提供しています。

- 広域事務事業の強化
- 他の自治体との相互協力

## 2

## 人を育むまちづくり

生きがいのある暮らしと、人の成長を支えるまちづくり

子供、高齢者、障害者にやさしく、町民誰もが、住み慣れた家庭や地域で、人とのふれあいを深めながら、地域、保健、医療や福祉の連携のもと、生きがいを持って暮らせるまちを目指します。

また、子供たちが健やかに学び育つことができ、町民が生涯にわたって学び、共に高め合うことができる環境づくりを進めます。

## 第1節 健康と元気を支えるまちづくり

## 1. 町民の健康づくり

高齢になつても、いきいきと暮らせるように、すべての町民が主体的に健康づくりに取り組み、町全体の健康づくりへの気運が高まっています。

- 健康づくりの推進
- 健康診査・健康相談の充実と活用
- 母子保健事業の充実
- 感染症の予防

## 2. 国民健康保険制度の適正な運営

国民健康保険加入者が、自らの健康に気を配り、必要な時に安心して医療を受けることができるまちになっています。

- 総合的な健康管理の推進
- 国民健康保険の健全運営

## 3. 後期高齢者医療制度の適正な運営

高齢者が自らの健康管理に積極的に取り組み、必要な時に安心して医療を受けることができるまちになっています。

- 高齢者保健事業の推進
- 後期高齢者医療制度の安定した運営

## 4. 介護保険制度の適正な運営

介護を必要とする人に適切な介護サービスが提供され、高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を送っています。

- 介護保険サービスの充実
- 介護予防事業の推進
- 介護保険の健全な運営
- 安心して暮らせる地域づくり

## 5. 国民年金制度の適正な運営

町民が国民年金の制度や重要性について正しく理解し、受給権を確保することにより、老後の安定した生活基盤を築いています。

- 国民年金の加入促進と受給権の確保

## 第2節 みんなで支え合うまちづくり

## 1. 地域福祉の推進

地域の中で住民同士が共に支え合い・助け合い、いきいきと安全・安心に暮らしています。

- 地域で支え合い・助け合う仕組みづくりの推進
- 民生委員児童委員活動の充実と社会福祉協議会との連携強化
- 避難行動要支援者対策の推進

## 2. 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で様々な人に見守られながら、安心していきいきと生活できるまちになっています。

- 高齢者の生活支援の推進
- 生きがいづくりの推進

## 3. 障害者福祉の充実

障害者が住み慣れた地域や家庭で、安心して生きがいある生活を営めるまちになっています。

- 障害者福祉サービスの充実
- 障害者の生活の安定と自立支援

## 4. 子ども・子育て支援の充実

子育てに関する支援体制や保育環境が充実し、地域の中で安心して子育てができます。

- 保育施設の充実
- 保育サービスの充実
- 子育て支援体制の充実
- 放課後子どもプランの充実
- 要保護児童対策の充実

## 5. 医療福祉の充実

町民が必要なときにいつでも安心して医療を受けることができるまちになっています。

- 医療福祉行政の充実

## 第3節 豊かな人づくり

## 1. 幼児教育の充実

幼児一人ひとりが家庭や地域の中で適切な教育を受け、健やかに成長しています。

- 幼児教育の推進

## 2. 学校教育の充実

児童生徒が、自ら学び考え、生きる力を養い、心も体も健康でいきいきと教育を受けています。

- 豊かな心と確かな学力の定着を目指した教育の推進
- 学力を支える教師力の向上
- 自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進
- 学習環境の充実
- 地域に開かれた学校づくりの推進
- 保護者負担の軽減

## 3. 児童生徒の健康管理と安全対策

安全・安心、快適で質の高い教育環境が整い、児童生徒が健やかに成長しています。

- 健やかな体の育成
- 安全・安心な教育環境の整備
- 質の高い教育環境の整備

## 第4節 いつでもどこでもだれでも学べるまちづくり

## 1. 生涯にわたって学べる環境づくり

町民ニーズや社会情勢の変化などに対応し、町民が夢や生きがいを持って活躍できる生涯学習の推進体制が構築されています。

- 生涯学習の充実と社会参加の促進
- 公民館・ふれあいセンターの充実
- ふれあい地区館活動の充実
- 図書館の充実
- 予科練習と記念館の充実

## 2. 社会全体で取り組む教育の推進

地域・家庭・学校・行政が一体となり、地域全体で子どもたちの教育に取り組んでいます。

- 家庭教育への支援
- 地域の教育力の向上
- 青少年健全育成・体験活動の推進
- 人権尊重の視点にたった生涯学習の推進

## 3. スポーツの振興

町民の誰もが気軽にスポーツに親しめる環境が充実し、青少年の健全育成と町民の健康づくりに役立っています。

- 活力ある生涯スポーツの振興
- スポーツ施設の充実

## 4. 文化芸術活動の推進と文化財保護

伝統文化の継承や文化芸術活動の育成・支援により、新たな町の文化が生まれ、みんながふれあう文化芸術のまちづくりが進んでいます。

- 文化芸術活動の推進
- 文化財保護・活用

## 3

## 暮らしを支えるまちづくり

## 都市の整備と産業の振興によるまちづくり

誰もが住み続けたい、住んでみたい、暮らしやすいと感じられるよう、町民の日常生活を支える都市の基盤づくり、都市空間の形成を目指します。  
また、企業誘致など新たな産業の振興と定住促進を図るとともに、既存の商工業や農業の振興、観光の振興を通じ、生産と消費の連携や人々の交流による地域産業の活性化を図ります。

## 第1節 総合的・計画的なまちづくり

## 1. 土地利用

計画的な土地利用が行われ、快適で住みよいまちになっています。

- 計画的な土地利用の推進

## 2. 市街地の整備

計画的に市街地が形成され、快適で住みよい魅力あるまちになっています。

- 市街地開発と都市施設の整備

## 第2節 快適で住みよいまちづくり

## 1. 交通体系・公共交通の充実

町内や周辺地域への移動利便性が確保され、子どもから高齢者まで、すべての町民が便利に暮らしています。

- 公共交通の利便性向上

## 2. 道路の整備及び維持・管理

町民が安全で快適に道路を利用し、広域的なネットワークとの連携が強化され、さらに交通利便性が高いまちになっています。

- 生活道路の整備・維持・管理
- 都市計画道路の整備

## 3. 公園・緑地の整備及び維持・管理

公園や緑地がコミュニティ活動やスポーツ・レクリエーション、避難場所などとして積極的に活用され、町民と行政が連携して維持・管理に取り組んでいます。

- 身近な公園・緑地の整備
- 公園・緑地の維持管理

## 4. 良好的な住宅・住環境づくり

町民が快適で安心して暮らせる住環境が整っています。

- 良好的な住環境づくり
- 町営住宅の管理

## 5. 景観形成

町民と行政が協力して景観づくりに取り組み、美しく魅力あるまちになっています。

- 魅力あるまち並みづくり

## 第3節 活力と賑わいの産業づくり

## 1. 農業の振興

農業が魅力ある産業となり、意欲ある新規就農者や農業後継者などが増加し、活力ある農業が展開されています。

- 農業振興支援策の充実
- 技手の育成
- 生産基盤の整備
- 耕作放棄地の活用
- 環境に配慮した農業の推進
- 地産地消の推進

## 2. 商工業の振興

企業にとって魅力ある事業環境の中で企業の投資が進み、町内企業間の活発な交流や連携により、雇用の創出と地域経済の活力につながっています。

- 産業活性化の推進
- 企業誘致の推進
- 就用対策の推進

## 3. 観光の振興

町内の地域資源を再認識・再評価し、町民が気軽に余暇を楽しむとともに、多くの観光客が訪れるまちになっています。

- 観光資源の活用と発掘
- 観光PRの推進



## 4

## 安全・安心のまちづくり

## 生命と財産を守り、良好な環境を次代に引き継ぐまちづくり

町民誰もが安全で安心して暮らし続けることができるよう、町民の生命と財産を守るとともに、安らぎのあるまちを目指します。  
また、将来にわたって「持続可能」な循環型社会の推進や、恵み豊かな水と緑の環境を守り育むことを通じ、地球環境に配慮したまちを目指します。

## 第1節 潤いのある生活環境づくり

## 1. 上水道の整備及び維持・管理

安全でおいしい水道水が利用できる環境づくりが進んでいます。

- 安全でおいしい水道水の供給
- 水道供給施設などの適切な維持管理・更新

## 2. 下水道の整備及び維持・管理

生活排水が適正に処理され、公衆衛生並びに河川・霞ヶ浦の水質が確保されています。

- 公共下水道の整備と適切な維持管理・更新
- 農業集落排水事業の健全経営
- 高度処理型浄化槽の普及推進

## 3. 河川・水路の環境整備

治水と親水性を持つ河川が整備され、市街地等の雨水排水と合わせて、浸水被害が少ない安全なまちになっています。

- 河川環境の保全と整備
- 公共下水道雨水施設の整備

## 第2節 町民の生命と財産を守るまちづくり

## 1. 地域防災対策の推進

「町民(自助)」「地域コミュニティ(共助)」「町(公助)」がそれぞれの責務と役割を認識し、相互に連携を図り、防災力が向上しています。

- 地域防災力の向上
- 防災機能の強化
- 災害時応援協定の締結

## 2. 消防・救急体制の充実

消防体制及び救急救護体制が一層充実し、安全で安心な生活が確保されています。

- 非常備消防体制の充実
- 消防・救急体制の強化

## 3. 地域医療体制の充実

医療体制が充実し、町民が安心して暮らすことができるまちになっています。

- 地域医療体制の充実
- 救急医療体制の充実

## 4. 交通安全対策の推進

交通事故がなく、町民が安全・安心に暮らせるまちになっています。

- 交通安全対策の充実
- 交通安全施設の充実

## 5. 防犯対策の推進

防犯対策が推進され犯罪のない安全・安心なまちになっています。

- 防犯意識の普及啓発等による防犯体制の強化
- 安全な地域づくりのための環境整備

## 6. 消費生活対策の充実

すべての町民の消費者としての権利が守られ、安全・安心な消費生活を送っています。

- 安全な消費生活の推進

## 第3節 環境を守り育むまちづくり

## 1. 地球環境の保全

町民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、責任を持って積極的な地球環境保全活動に取り組んでいます。

- 地球環境保全の推進

## 2. 自然環境の保全

恵まれた自然環境を次世代へ継承するため、町民、地域及びボランティア組織等が霞ヶ浦や、平地林、農業生産基盤の保全に取り組んでいます。

- 豊かな森林の保全
- 農村環境の保全
- 霞ヶ浦の保全
- 河川の水質保全
- 霞ヶ浦の水辺の整備

## 3. 生活環境の向上

町内で活動するすべての人たちが、他人に迷惑をかけないという規範意識や責任感を持ち、近隣の共助により、互いに暮らしやすいまちになっています。

- 環境美化の推進
- 動物愛護の普及啓発
- 環境対策の推進

## 4. 資源循環型社会の形成

町民、事業者、行政が連携し、ごみの発生抑制と再利用・再資源化などに努め、資源循環型社会を形成しています。

- ごみの減量化・リサイクルの推進
- ごみ処理施設の適正な運営・維持管理

# あみ・未来プロジェクト

## 重点テーマ1

参 加

町民や地域、NPO等の様々な立場の人があちづくりに参加しやすい体制づくりと、将来も持続可能な行政運営の仕組みづくりに取り組み、自立性の高いまちづくりを進めます。

また、町の強みである企業や大学等との産学官連携を促進して地域振興を図るとともに、町民の社会参加を促進して、あらゆる人が活躍し地域全体を活性化するまちづくりを進めます。

### 1-1 地域力を育むプロジェクト

■ 町民が町政に参加しやすい、誰もが主役になれるまちづくりを進めます。

● 関連施策：町民参加の促進／コミュニティ活動の充実／広報・公聴会の充実

■ 未来に持続可能な、財政規律を守るまちづくりを進めます。

● 関連施策：行政運営／財政の健全化



### 1-2 町民・企業・行政等の連携・協働促進プロジェクト

■ 企業、大学、研究機関等の相互連携を支援し、地域振興につながるまちづくりを進めます。

● 関連施策：産学官連携／商工業の振興

■ 町内に住むあらゆる人が協働し、生涯活躍できるまちづくりを進めます。

● 関連施策：町民参加の促進／生涯にわたって学べる環境づくり



## 重点テーマ2

支え合い

出産・子育て支援の充実や安心して学べる教育環境の充実に取り組み、子どもの成長を学校、家庭、地域全体で見守り、安心して子育てでき、若者の活躍を支えるまちづくりを進めます。

また、町民、地域、行政等が互いに支え合い、高齢者、障害者にやさしく、町民誰もが地域の中でいつまでも安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。



### 2-1 子どもの成長や若者の活躍を支えるプロジェクト

■ 地域全体で、出産や子育てを支えるまちづくりを進めます。

● 関連施策：子ども・子育て支援の充実／医療福祉の充実

■ 将来を担う子どもたち、若者たちに対し、未来への投資を行うまちづくりを進めます。

● 関連施策：幼児教育の充実／学校教育の充実／児童生徒の健康管理と安全対策／生涯にわたって学べる環境づくり／社会全体で取り組む教育の推進

### 2-2 町民の暮らしを支えるプロジェクト

■ 誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、お互いに支え合うまちづくりを進めます。

● 関連施策：介護保険制度の適正な運営／地域福祉の推進／高齢者福祉の充実／障害者福祉の充実／公共交通体系・公共交通の充実

■ 災害時等の緊急時を想定し、危機管理ができるまちづくりを進めます。

● 関連施策：情報化の推進／地域防災対策の推進／消防・救急体制の充実／防犯対策の推進



## 重点テーマ3

賑わい

霞ヶ浦の水辺や自然環境、農業等をまちの魅力を発信する地域資源として活かし、新たな観光の創出や特産品の開発等に取り組み、交流・賑わいを生み出すまちづくりを進めます。

また、首都圏へのアクセスの良さ等を活かし、新たな産業の振興や雇用促進を図るとともに、良好な住環境整備による定住促進に取り組み、地域経済を活性化するまちづくりを進めます。



### 3-1 霞ヶ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクト

■ 恵まれた水辺環境を活かし、霞ヶ浦を核として交流するまちづくりを進めます。

● 関連施策：観光の振興／自然環境の保全

■ 自然環境や農業等を町の魅力とし、地域資源を活かし発信するまちづくりを進めます。

● 関連施策：農業の振興／商工業の振興／観光の振興

### 3-2 地域経済の活力向上プロジェクト

■ 首都圏への利便性等を活用し、地域経済を活性化するまちづくりを進めます。

● 関連施策：市街地の整備／商工業の振興

■ 町内への定住を促進するため、良好な受け皿を確保するまちづくりを進めます。

● 関連施策：市街地の整備／良好な住宅・住環境づくり／商工業の振興



# 計画の構成・町民参加

## 総合計画とは

総合計画は、まちづくりの方向を示す本町の最上位計画として、【基本構想－基本計画－実施計画】の三層で構成します。

### 基本構想

「基本構想」は、平成26年度から10年間の町政における基本理念と進むべき方向を示すものであり、まちづくりの継続性・一貫性の観点から、後期基本計画においても継続します。

### 基本計画

「基本計画」は、基本構想に基づいた5年間の施策の目標、体系及び展開方針を示すものであり、前期基本計画の進捗や町民意向、社会・経済動向などを考慮しながら、後期基本計画では、2019年度から2023年度までの5年間を計画期間とします。なお、後期基本計画では、町民のニーズや社会・経済情勢などを考慮した「重点プロジェクト」を位置づけます。

### 実施計画

「実施計画」は、基本計画で定められた施策を実施するための具体的な事業を位置づけるもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。計画期間は3年間とし、ローリング方式で毎年度見直しを行います。



## 阿見町総合計画審議会

町議会の議員、学識経験者、商業・農業・福祉等に関する各種団体の代表者、公募による町民代表者から構成される阿見町総合計画審議会において、町長の諮問に応じ、後期基本計画の策定に関する必要な事項について審議を行い、その結果を答申しました。(全委員23名中、女性委員12名[52%])

## 町民意向の把握

### 町民アンケート調査

満18歳以上の町民3,000人を対象として、町民アンケート調査を実施しました。(回収率: 23.3%)

### 町長と学生の語る会

今後のまちづくりの核となる学生の意見を計画に反映させるため、学生がまちづくりについて町長と意見交換する機会を設け、阿見町在住・在学の大学生と高校生・専門学校生にご意見をいただきました。(参加者: 22名)



### 町内団体ヒアリング

計画策定にあたって、総合計画の4つの基本目標の各分野において知見を有している団体の方に、施策の評価や課題等について伺いました。(参加団体: 21団体)



### まちづくり町民討議会

無作為に抽出した町民の中から参加者を募集し、現在の町の状況に関する意見、今後のまちづくりに関する意見を伺いました。(無作為抽出: 600人、参加者: 33人、参加率: 5.5%)



## 町民参加・審議の経緯

2018年2月	町民アンケート調査の実施(～20日)
7月	第1回総合計画審議会の開催
7月	町内団体ヒアリングの実施
8月	第2回総合計画審議会の開催
9月	まちづくり町民討議会の実施

11月	第3回総合計画審議会の開催
11月	パブリックコメントの実施(～12月28日)
12月	町長と学生の語る会の実施
2019年2月	第4回総合計画審議会の開催